

定期報告対象及び報告時期表

区分	県管内の報告対象		報告時期	
	国政令で定めるもの ①、②・・・のいずれかに該当するもの ※1 該当する用途部分が避難階のみにある施設を除く。 ※2 地階又は3階以上の階における当該用途に供する部分の延べ床面積の合計が100㎡を超える施設に限る。	県細則で定めるもの ①、②・・・のいずれかに該当するもの		
劇場、映画館、演芸場	① 3階以上の階にあるもの ② 客席の対象用途床面積が200㎡以上のもの ③ 主階が1階にないもの ④ 地階にあるもの	【指定なし】	R04,R06,・・・ (以降2年ごと)	
観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会所	① 3階以上の階にあるもの ② 客席の対象用途床面積が200㎡以上のもの ③ 地階にあるもの	【指定なし】		
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 対象用途床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④ 地階にあるもの	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ② 地階の対象用途床面積の合計が100㎡以上のもの ③ 対象用途床面積の合計が1,000㎡以上のもの	R05,R07,・・・ (以降2年ごと)	
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が500㎡以上であるもの ③ 対象用途床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④ 地階にあるもの	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ② 地階の対象用途床面積の合計が100㎡以上のもの ③ 対象用途床面積の合計が500㎡以上のもの		
旅館、ホテル(簡易宿泊所を含む。)	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ② 地階の対象用途床面積の合計が100㎡以上のもの ③ 対象用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの		
特殊建築物	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(平成28年1月国土交通省告示第240号(定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件)(以下「告示」という。))第1の2に規定するもの。)	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ② 対象用途床面積の合計が500㎡以上のもの	
	児童福祉施設等(告示第1の2に規定するもの及び保育所を除く。)	(指定なし)	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ② 対象用途床面積の合計が500㎡以上のもの	
	学校(建築基準法第12条第1項に規定する国等の建築物以外の公立学校を除く。)、体育館(学校に附属するもの。)	(指定なし)	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ② 対象用途床面積の合計が2,000㎡以上のもの	R05,R08,・・・ (以降3年ごと)
	体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	① 3階以上の階にあるもの ② 対象用途床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ② 対象用途床面積の合計が2,000㎡以上のもの	
	共同住宅(告示第1の2に規定するもの。) ※サービス付き高齢向け住宅等	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの	【指定なし】	
	寄宿舎、下宿(告示第1の2に規定するもの。) ※サービス付き高齢向け住宅等	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の対象用途床面積の合計が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの ② 対象用途床面積の合計が1,000㎡以上のもの	
	寄宿舎、下宿(告示第1の2に規定するものを除く。)	(指定なし)	① 3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの ② 対象用途床面積の合計が1,000㎡以上のもの	
事務所	(指定なし)	【指定なし】	-	

区分	県管内の報告対象		報告時期	
	国が政令で定めるもの	県細則で定めるもの		
特定 建築 設備等	昇降機	① エレベーター ② エスカレーター ③ 小荷物専用昇降機(フロアタイプ) ※ 対象外 ・住戸内のみを昇降する昇降機 ・工場等に設置されている専用エレベーター (労安法施行令第12条1項6号に規定するEV)	【指定なし】	1年ごと
	建築設備	(指定なし)	【指定なし】	—
	防火設備	① 政令で指定する建築物に設けられた防火設備 ② 病院、有床診療所又は就寝用福祉施設(該当用途の床面積の合計が200㎡以上のもの)の防火設備 ※ 対象外 ・常時閉鎖式の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備	県が指定する建築物に設けられた防火設備 ※ 対象外 ・常時閉鎖式の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備	
	準用工作物	① 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの (一般交通の用に供するものを除く。) ② ウォーターシュート、コースターその他これらに類する 高架の遊戯施設 ③ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他 これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を 使用するもの	【指定なし】	1年ごと

・特殊建築物及び防火設備の報告は、提出日の前3ヶ月以内に調査したものを、報告対象となる年の9月1日から11月30日の間に提出してください。

・昇降機及び準用工作物の報告は、提出日の前2ヶ月以内に検査したものを、毎年4月1日から翌年3月31日まで、かつ、前回の報告の日から1年を超えない日までに提出してください。

※平成28年1月国土交通省告示第240号第1の2

高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。

- 1 共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)
- 2 助産施設、乳児院及び障害児入所施設
- 3 助産所
- 4 盲導犬訓練施設
- 5 救護施設及び更正施設
- 6 老人短期入所施設その他これに類するもの
- 7 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
- 8 母子保健施設
- 9 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)